

○高花委員長 ただいまより、子育て文教常任委員会を開会いたします。

本日の出席委員は全員です。

それでは、会議を進めてまいります。

初めに、１、令和７年第１回臨時会提出議案についてを議題といたします。議案第１号、議案第４号及び議案第６号の以上３件につきまして、理事者から説明願います。

○石原いじめ防止対策推進部長 議案第１号、令和６年度旭川市一般会計補正予算のうち、いじめ防止対策推進部所管分について御説明申し上げます。

補正予算書の２０ページを御覧ください。２０ページの１段目の１番下になります。３款民生費２項児童福祉費１目児童福祉総務費のいじめ防止対策費、補正額１９０万３千円につきましては、会計年度任用職員の給与改定に伴い、所要額を補正するものでございます。

説明は以上です。

○向井子育て支援部長 議案第１号、令和６年度旭川市一般会計補正予算のうち、子育て支援部所管に係る事項につきまして、補正予算書に基づき御説明を申し上げます。

まず、人事院勧告に基づく会計年度任用職員の給与改定に伴う補正予算につきまして、事業ごとの御説明は省略をさせていただきますが、合計２６事業で補正額は合計で４千７１２万２千円、財源につきましては、国庫支出金が３０９万３千円、道支出金が６１万５千円、繰入金が８１万４千円、一般財源が４千２６０万円となっております。

次に、給与改定以外の事業についてでございますが、３事業ございまして、いずれも国の物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を活用し、子育て世帯等の物価高騰による負担の軽減を図ろうとするものでございます。

補正予算書の２０ページを御覧ください。説明欄の上から２つ目、３款２項１目の保育所等給食原材料費支援費でございます。本事業は、市内保育施設等の給食原材料費の負担を軽減しようとするもので、支援額を定員１人当たり２千円として、合計１千３３２万８千円を補正しようとするものでございます。

次に、その下の子育て世帯給付金支給費でございます。本事業は、子育て世帯における物価高騰による負担を軽減しようとするものであり、旭川市から児童手当を受給している方をはじめとした高校３年生相当の年齢以下の児童１人当たり５千円を支給するため、２億５千５４６万３千円を補正しようとするものでございます。

次に、さらに今のところから４つ下になります。子どもの未来応援費でございます。本事業は、子どもの居場所づくり事業を行う個人、団体に対し、会場使用料や学習支援教材費の補助を行うもので、昨今の食材費の高騰による影響に鑑み、食事の提供を行う場合における食材費を補助対象に加えるため、１１７万円を補正しようとするものでございます。

なお、ただいま御説明申し上げました３事業につきましては、事業が年度内に完了しないことから、補正予算書４ページの繰越明許費補正の追加分に記載のあるとおり、令和７年度に全額繰越をしようとするものでございます。

以上が、一般会計の説明でございます。

続きまして、特別会計になります。議案第4号、令和6年度旭川市育英事業特別会計補正予算につきまして御説明を申し上げます。

補正予算書の40ページを御覧ください。1款1項1目及び2目でございます。給与改定に伴いまして、育英資金の貸付事業に係る会計年度任用職員の報酬等が増加したことから、合わせて100万5千円を補正しようとするもので、財源は全額繰入金となっております。

最後に、議案第6号、令和6年度旭川市母子福祉資金等貸付事業特別会計補正予算について御説明をいたします。

補正予算書49ページを御覧ください。1款1項1目でございます。給与改定に伴い、母子福祉資金等貸付事業に係る会計年度任用職員の報酬等が増加したことから、39万7千円を補正しようとするもので、財源は全額繰入金となっております。

以上が、子育て支援部所管の補正予算の概要でございます。

○坂本学校教育部長 議案第1号、令和6年度旭川市一般会計補正予算のうち、学校教育部所管分について御説明申し上げます。

補正予算書事項別明細書の25ページを御覧ください。会計年度任用職員の給与等の改定に伴い補正を行う18事業について、各事業ごとの補正額については省略した上で御説明をさせていただきます。まず、最上段にあります10款教育費1項教育総務費2目事務局費の管理事務費、次に、10款1項教育総務費3目教育指導費の教育支援センター運営費、英語教育推進費、教育指導費、いじめ問題対策推進費、次に、10款2項小学校費1目学校管理費の管理事務費、学校給食管理費、学校用務管理費、富沢ふれあいの家管理費、次に、10款2項小学校費2目教育振興費の学校図書館活性化推進費、少人数学級編制費、特別支援教育推進費、就学助成費、次に、10款3項中学校費1目学校管理費の学校給食管理費、学校用務管理費、最後に、10款3項中学校費2目教育振興費の中学校教科書採択費、スクールカウンセラー活用推進費、学校図書館活性化推進費、以上、合わせて2億4千586万4千円を、会計年度任用職員の給与等の改定に伴い、補正しようとするものでございます。

次に、歳入でございます。13ページを御覧ください。中ほどにあります17款国庫支出金2項国庫補助金7目教育費国庫補助金7節教育支援体制整備事業費補助金に180万8千円を計上するものでございます。

以上でございます。

○佐藤社会教育部長 議案第1号、令和6年度旭川市一般会計補正予算のうち、社会教育部所管分について御説明申し上げます。

会計年度任用職員の給与改定に伴い、各事業において計上されている報酬、給料及び職員手当等の予算を補正しようとするものでございます。全部で11事業あり、各事業の補正額については省略して説明させていただきます。補正予算書の26ページを御覧ください。1番上にあります10款教育費5項社会教育費1目社会教育総務費の常磐館管理費、社会教育振興費、文化振興費、次に、2目公民館費の地域を支えるシニア世代人材育成費、公民館管理費、次に、3目図書館費の図書館管理費、図書館事業活動費、次に、4目博物科学館費の科学館管理費、博物館管理費、次に、7目彫刻美術館費の彫刻美術館管理費、彫刻美術館事業活動費、以上11事業、合計で4千133万円を補正しようとするものでございます。財源については、全て一般財源となっております。

説明は以上でございます。

○高花委員長 ただいまの説明につきまして、特に御発言はございますか。

（「なし」の声あり）

○高花委員長 なければ、本日のところは説明を受けたということにとどめておきたいと思います。

議案の説明に関わり出席している理事者につきましては、退席していただいて結構です。

次に、2、報告事項についてを議題といたします。

まず、旭川市こども計画（案）に係る意見提出手続の実施について、旭川市放課後児童クラブ運営業務委託についての以上2件につきまして、理事者から報告願います。

○向井子育て支援部長 旭川市こども計画（案）に係る意見提出手続の実施について、御報告をいたします。

御配付いたしました資料の5ページ目からの旭川市こども計画（概要版案）に沿って御説明をいたします。

まず、次のページを御覧ください。本計画は、第2期旭川市子ども・子育てプランが令和6年度末をもって終了となりますことから、こども基本法に基づく市町村こども計画として、全ての子ども・若者が将来にわたって幸せに成長し、自分らしく活躍できる環境を地域や社会全体で支えていくことを目指して新たに策定をしようとするものでございます。計画は、こども基本法やこども大綱の考え方に沿って策定されるもので、旭川市における総合計画の分野別個別計画の位置づけとなっており、市の各種計画との調和を図った形で作成をしております。計画の期間は、令和7年度から令和11年度までの5年間となっております。

続いて、次のページでございます。本市における子ども・若者を取り巻く環境について記載をしております。少子高齢化や核家族化が進んでいる中、子育てに関する不安や悩みを抱える方が多くいるという傾向が見られ、計画策定における現状認識としております。

次のページでございます。本計画は、こども基本法やこども大綱の趣旨を踏まえ、こどももまんなか社会を実現し、全ての子ども・若者が権利の主体として尊重され、健やかに成長できることを目指そうとするものであり、「すべてのこども・若者が将来にわたって生き生きと健やかで幸せな生活を送ることができるまち」を基本理念としております。さらに、計画に基づく全ての施策や取組に共通する考え方として、3つの基本方針を定めております。

次のページからは2ページにわたりまして、基本方針を踏まえた施策の体系について記載をしております。施策の方向性を4つの基本施策とし、子どもの発達段階やライフステージに応じた26の個別施策を掲げ、取組を進めてまいります。前回計画から5年がたっていることや、計画の対象がより幅広くなったこともあり、新たにヤングケアラーへの対応や若者支援のほか、男女ともに性や妊娠に関する正しい知識を身につけ、健康管理を行うよう促す、プレコンセプションケアの考え方も加わっております。

また、次のページでは、子ども・子育て支援法に基づく、第3期子ども・子育て支援事業計画として、教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の需給計画を定めております。

最後に、次のページでございますが、計画策定後は、毎年度、個別事業の評価を行い、旭川市子ども・子育て審議会や庁内組織である旭川市子育て支援会議において、その状況を確認し、必要な改善を行うなど、PDCAサイクルによる計画の推進を図ってまいります。

また、この計画で重要とされております子どもや若者、子育て当事者の意見を聞くことについて、庁内の意識醸成を促し、適切に反映できるような仕組みづくりを進めてまいります。

以上が、計画案の概要でございます。

なお、意見提出手続につきましては、2月20日までとなっておりますが、意見提出手続終了後は、頂戴した意見を踏まえて必要な修正を行い、子ども・子育て審議会に諮った後、今年度末に計画を策定する予定でございます。

本件につきましての説明は以上でございます。

続きまして、旭川市放課後児童クラブ運営業務委託につきまして、御報告を申し上げます。

令和7年度から11年度までの5年間ににおける旭川市放課後児童クラブ運営業務委託につきましては、令和6年第2回定例会において、債務負担行為限度額を38億3千449万円と設定し、補正予算にて議決をいただいたものであり、市内を3ブロックに分けて、令和6年9月から10月にかけて公募型プロポーザルを行いました。その結果、1者からの応募があり、11月18日に開催した審査会におきまして、企画提案内容を審査した結果、3ブロック全てでシダックス大新東ヒューマンサービス株式会社が受託候補者として選定をされました。その後、同社と契約締結に向けた協議を進め、12月27日付で契約を締結したところであり、契約内容につきましては、履行期間が令和7年4月1日から令和12年3月31日までの5年間、契約金額が5年間で中央南西部ブロックが12億2千736万円、東部ブロックが13億464万円、北部ブロックが11億5千845万円となっております。現在、履行開始日までの準備期間として、支援員の雇用手続や運営内容の整理など、市と受託者で協議をしておりますが、引き続き、円滑な委託運営の開始に向けて、順次作業を進めてまいります。

子育て支援部の報告は以上でございます。よろしくお願いいたします。

○高花委員長 ただいまの報告につきまして、特に御発言はございますか。

○駒木委員 おはようございます。旭川市こども計画（案）について質疑をさせていただきます。

公明党は、令和4年11月8日に、結婚、妊娠、出産から子どもが社会に巣立つまでを切れ目なく、手厚く支援しようと、子育て応援トータルプランを発表いたしました。公明党の掲げる子育て応援トータルプランが、国会で成立しました。改正子ども・子育て支援法などは、公明党のプランを反映して政府がまとめた、こども未来戦略「加速化プラン」を具体化してまいりました。

5年前に子育て支援部が策定されました現在の第2期子ども・子育てプランと、今回策定するこども計画を比較して、基本理念に若者の文言が入り、支援の取組が強化、推進されていくものと受け止めていますが、大きな変更点やこども計画の特徴についてお示してください。

○高橋子育て支援部子育て支援課主幹 今回のこども計画は、令和5年4月に施行されたこども基本法に基づくもので、子どもの最善の利益を最優先に考え、子どもの権利を尊重する視点が徹底されていることや、妊娠前から妊娠・出産期、乳幼児期、学童期、思春期、青年期までのライフステージ全体を見据え、計画されていることが大きな特徴であります。

また、この5年の間に新たに社会課題として重視されているヤングケアラーに関することや、若者支援の強化についても盛り込まれております。

○駒木委員 全ての子ども、子育て世帯向けの支援には、親の就労要件を問わず保育所を利用できる、こども誰でも通園制度が来年4月から全国で開始されます。日常的に家族の世話や介護を担う

ヤングケアラーに対する支援も初めて法制化されました。若者支援はますます重要になってまいりますし、ヤングケアラーの支援は喫緊の課題でございます。

また、令和4年6月に、子ども施策を社会全体で総合的かつ強力に推進していくための包括的な基本法として、こども基本法が成立いたしました。この基本法は、全ての子どもについて、その年齢及び発達の年齢に応じて、自己に直接関係する全ての事項に関して、意見を表明する機会及び多様な社会的活動に参画する機会が確保されることを基本理念の一つとして掲げております。子どもに関する施策を検討する上で、子ども本人の声を聞くことが重要であるとされております。

今回の計画の策定に当たりまして、子ども本人の声を聞くことの重要性も含めて、どのように進めてられましたでしょうか、確認させてください。

○高橋子育て支援部子育て支援課主幹 計画の策定に当たっては、附属機関である子ども・子育て審議会の中で、子育て支援や教育に関する専門家や医療、教育、保育の現場に従事される方、公募委員で構成する計画策定に関する専門部会を設置し、審議を重ねてきたほか、庁内関係部局で構成する旭川市子育て支援会議とその幹事会でも内容の検討を進めてきました。

また、この計画においては、子どもの意見表明やその反映が重要となりますことから、特に、子どもが意見を表明しやすい仕組みや環境づくりの参考とするために、昨年11月に、小中学校各校の御協力をいただきまして、市に対して自分の意見を伝えたいかですとか、意見を伝えるにはどのような方法がよいかなどのアンケートを全児童生徒を対象に実施したところであります。

○駒木委員 パブリックコメントの募集期間については、本年1月17日から2月20日までとなっておりますが、市民の皆様から広く御意見、御提言を募集していかれることと認識をしております。子育て支援部として、パブリックコメントの周知はどのように図ってられましたでしょうか、お伺いします。

○高橋子育て支援部子育て支援課主幹 通常パブリックコメントを実施する際と同様に、広報誌で意見提出手続の実施をお知らせし、ホームページや支所、公民館などの市有施設で計画案等を掲載、配布しております。このほか、本計画は、子どもや子育て当事者に関するものでありますので、児童センターや北彩都子ども活動センターでも案内しているほか、附属機関の子ども・子育て審議会の委員に対して、所属する各団体への周知の協力も依頼しているところであります。

また、意見提出手続とは別に、子ども版のこども計画概要を作成し、学校の協力をいただいて、インターネット上のフォームにより意見投稿ができるサイトから、小学生、中学生、高校生の意見を募る取組を、今月末より開始する予定であります。

○駒木委員 パブコメの周知方法については、他都市を見ても旭川市の周知方法と大きく変わらないように見受けられました。本市のホームページに掲載ということですが、パブコメが実施されているということを知らない方も多くいるのではないかというふうに感じております。私もよくホームページからパブコメを見るんですけど、もう差があって、提出者が2人っていうのもあれば、58人っていうのもあるし、1か月の期間っていうのは他都市を見てもこれが普通の基準ではあるように思うんですけども、旭川市が子育てしやすいまちづくりっていうことを推進していくためにも、これを広げていくっていうことが大事かという思いで質問をさせていただきます。

そのホームページを開きますと、終了報告になってからも開けはするんですけど、そこからは、後は1階の未来創造ポストに個々に投函するっていう形になってまいりますので、まず、こういっ

た先ほど部長からの御報告がありましたような計画を市民の皆様に広く周知していくことが大事かと思っております。そのホームページに掲載されているところにパブコメのQ&Aがございました。そこに、どうしてパブコメをするのっていう問いがありました。そこには、「計画や条例などの案は、どうしても行政や委員会などの「特定の立場の人」によって作られることが多くなるため、その人たちとは違う視点（市民）からの意見をもらうことで「偏りを補正」するねらいがあります。」というふうに書いてありました。「また、市民からの意見に対する市の考え方を説明することで、「市が行う施策がどのようなものなのか分かるようにする（透明性の確保）」というねらいもあります。」とございました。

今回、こども計画については、市民の皆様から広く御意見をお寄せいただきたいのはもちろんではあります。特に、子育て当事者や子ども・若者など、計画の対象となる世代に向けて、もっと広く周知を図ることが肝要ではないかと考えております。この世代は、御承知のとおり、SNSから市政情報を得ることが多数であると思っております。また、本市の公式LINEのトップページに子育て情報が入り、1年が経過しました。こちらは、令和5年第3回定例会で、私から総合政策部のほうに提案をさせていただいたものでありますが、現在登録者数は2万9千844人でございます。その他、フェイスブック、X等々、SNSの登録者数は、この1年間でも増加傾向でございます。

本市の公式LINEやSNSを使い、より周知を一層充実させるべきだと考えておりますが、いかがでしょうか、お伺いします。

○香川子育て支援部子育て支援課長 委員さん御指摘のように、広く周知を図るために、様々な方法で広報を行っていくということは大切であるというふうに考えてございます。現在、ホームページ上で計画を掲載しておりますけれども、より目に留まりやすくするため、市の公式ページの先頭に位置する注目情報というところに意見提出手続の実施案内を掲載するということとともに、公式LINE等、SNSで情報を配信するなど、より周知を進めていきたいと考えてございます。

○駒木委員 行政としても、子ども・若者、子育て世代とともに前に進めていく姿勢が大事なことではないかと思えます。また、そういったことも子育て世代や子ども・若者に喜ばれるきっかけにもなると考えております。まずは、こども計画の概要を知ってもらうことが大事だと思っておりますので、ぜひとも、この1か月の期間で周知を進めていただきたく思います。例えば、その意見書に対しての目標というものもあってもいいのかなというふうに考えておりますが、次回、何かそういった機会がございましたら、そういった数字を明確にしながら広く周知していくっていうことも検討の余地はあるかと考えております。

最後になりますが、旭川市こども計画（案）の名称についてであります。こども計画ということでシンプルで分かりやすいのですが、シンプルで分かりにくいとも、私自身も子育て世代でありますので、そういうふうに関心しているところでもあります。例えば、他都市の策定プラン、様々拝見させていただきましたが、横浜市では、「こども、みんなが主役！よこはまわくわくプラン」とありました。こういっただけでも、本当にわくわくするまちづくりを行政とともに進められるのかなという期待も、想像から入ることもできるのじゃないかなって思います。そういったこともイメージをしながら、子育てしやすいまちづくりの印象は大きく変わってくるものと感じております。こちらにおいても検討の余地はあるかと思っておりますので、他都市の事例を参考にされるなど、御検討

をお願い申し上げまして、私の質疑を終わります。ありがとうございます。

○高花委員長 他に御発言はございますか。

○江川委員 続いて、ちょっと何点か基本的なところを補完で伺いたいかなと思います。消化できた部分が幾つかありますので、その点は削りながら伺いたいと思います。

まず、このこども計画の「子ども」の「子」が平仮名になっております。このこども計画というように、「子ども」の「子」っていうのを平仮名とした理由について伺いたいと思います。

そして、旭川市子ども条例と今後の関係性についても、少し具体的に御説明をお願いします。

○高橋子育て支援部子育て支援課主幹 まず、こども計画の「こども」の平仮名表記についてですが、こども基本法において、平仮名の「こども」を心身の発達の過程にある者と定義し、対象とする子どもを一定の年齢で画することがないようにとの考えが、当時のこども家庭庁設立準備室から示されており、本計画は、このこども基本法に基づくものでありますことから、このように平仮名で表記したところであります。

また、計画と条例の関係ですけれども、本計画は、旭川市子ども条例第14条に定める基本計画として位置づけるものとしており、条例の基本理念に示す子どもが健やかに育つ環境づくりを推進するため、条例の理念を踏まえた3つの基本方針を定め、取組を進めるものとしております。

○江川委員 令和4年9月15日の事務連絡において、平仮名で「こども」というふうに示していくようにということでした。これまでですね、「子ども」の「子」っていうのが平仮名だった例というのは、こどもの日とか、そういう固有名詞に係るような部分、それから、本当に平仮名の「こども」の「こ」っていうふうになると、どうしてもその計画の中でも法律の名前っていうように、一つ連想されるようなものがあつたわけですね。そこにやはり近づいていくのか、あるいは、今後、「子ども」の「子」っていうのが漢字ではなく平仮名になっていくということで、耳で聞いたらどっちの「子」なのか分かんないんですけれども、表記とそれから今後の法律との関係性というのが明確化してくだつてということが今の御答弁からも少し分かるわけなので、ちょっと今後注意が必要なんだなということが分かつたわけです。

2問目、3問目を先に消化しているのである程度のところまでとしますが、繰り返しさきの質疑でもありました、子どもの声を取り入れるということが、この計画の肝であるということですね。こども大綱、こども基本法、そして北海道のこども計画、いずれに関しても、パブリックコメントの前の段階で、子どもたちの声を聞いているかと思います。子どもが権利の主体であるというふうになさき御説明がありました。

1点、ちょっと確認ですね。この中に答えは書いているんですけれども、子どもの権利条約というのがあります。4つの部分があります。簡単に言うと、生きる権利、育つ権利、守られる権利、最後もう1個あると思います。そちらについての見解を伺います。

○香川子育て支援部子育て支援課長 子どもの権利条約の中ではもう一つ、子どもの意見の尊重、意見を表明し参加できることということを定めてございまして、その考えを大切にしていきたいというふうに考えてございます。

○江川委員 はい、そうですね、3つ目のところ、このこども計画の中でも、冒頭のページを開いたところに子どもの権利条約ということで書かれていて、4つの原則というのを掲げていらっしゃると思います。3つ目、子どもの意見の尊重、意見を表明し参加できることを。参加するということとはと

でも重要なわけですけども、さきの質疑でも何度もありましたが、今回、この計画自体に子どもの意見はどこまで反映されているのかというところに私は疑義があると思っています。5年もの長い計画です。本来であれば、やはり子どもがどういうふう to 育って、どういうふう to 旭川で生きていくのかっていうところを軸にしてこの計画が立てられているべきであったのではないかと思います。

実は、旭川市、これまでずっとそこの部分をとっても大事にしてきたんだなっていう事例が、さきのもう一つの報告案件でありました放課後児童クラブの部分で行われているんですね。放課後児童クラブの民営化に関して、そのときにはですね、実は民営化をするかしないかっていうところの基礎資料として、子どもの意見を聞いて、アンケートを取っているんです。そのときには、まさに、子どもたち、しかもそのときは幼稚園の子まで、聞き方とか内容とかそういったところは工夫が必要だったかもしれないんですが、少なくとも子どもたちが、どういうふう to このまちで育ちたいのか、そして守られたいのか、生きたいのかっていうこと、この3つに関して含まれるような、もうそういうことが聞きたいんだなっていうことが分かるような質問項目でアンケートを取っていました。

旭川市全体の今後の施策においても子どもの意見を取り入れていくっていうことの答弁もいただいていたし、とても大事だと思うんですが、今回、基礎資料として、子どもの意見を聞かなかった理由についてお聞かせいただきたいと思います。

○香川子育て支援部子育て支援課長 現在、国においては、こどもまんなか社会の実現に向け、子どもの声を聞き、それを施策に反映し、子どもの視点に立った取組を社会全体で推進していく方針が示されてございます。これを受け、本市においても同様の取組を進めてまいります。今後こうした取組を進めていくに当たり、子どもに負担をかけず、かつ、行政として効率的に実施できる、子どもの意見の聴取の仕組みを構築することが、この計画においても重要であると考えてございます。このため、計画の策定に際しましては、行政からの情報提供の在り方ですとか、子どもたちが意見表明をどのように受け止めているかを把握することが必要であると考えましたことから、先ほども御答弁申し上げましたとおり、昨年11月に、小中学生を対象としてアンケート調査を実施したところでございます。子どもの意見を聞くに当たりましては、意見を求めようとする事柄が、意見を聞く対象である子どもの年齢や心身の発達状況に応じたものであることが大切であります。そうしたことに留意しながら、今後、改めて計画について、子ども版こども計画概要で内容を周知しまして、意見を募っていきたいと考えてございます。

○江川委員 簡単に言ってしまうと、何度も何度も聞いたら子どもたちに負担がかかるよねっていうところをおもんばかったんですっていうお答えなんですよ。ただ、そうであるならば、やはり計画を立てる前の段階で、どんなことしたいって聞かなかったら、結局、これ先ほど言いましたね、必要な修正を加えてっていうことでもう計画出来上がってるんですよ。この計画の中身に関してどう思いますかって聞かれたら、うーん、いいんじゃないっていう答え以外なかなか出しにくいと思うんです。多分、子どもたちの自由な発想とか自由な意見って、本来であればこの中に入れなければならなかったのではないかなというふうに思っておりますので、本当であれば、私はこのこども計画、一回ちょっとちゃんと子どもたちの意見を聞いてから、もう一回練り直してほしいなと思うぐらいです。

先ほどもありました子どもの声を取り入れるために審議会とか支援会議とか、そういったところがあったと思います。その中に子どもは1人も含まれてないと思うんですよね。大人ですよね。というふうに考えたときに、間接的、直接的には、子どもの権利条約の中では参加する権利があるわけですが、それが守られていない計画であるというふうに思っております。1点言うのであれば、やはりこの今回の計画について、子ども版のこども計画概要がつくられるということですから、この計画の範囲外の部分に関しても、ぜひ酌み取っていただいて、入れていただきたいということを1点だけ指摘をさせていただきます。

最後の部分、ちょっと伺いたいと思います。子ども政策に関して総合的に推進する計画ということですが、子どもの意見の立ち位置を、子育て支援部はどのように考えて、捉えていて、そして今後どのように施策の中に取り入れていくおつもりなのか、そういった点をお伺いしたいと思います。

○向井子育て支援部長 今後どのように捉えていくかというところでございますけれども、先ほど来、答弁をさせていただいておりますとおり、本計画、こども基本法の趣旨である子どもの権利の尊重というところを中心とした計画でありまして、また、委員からもありましたけども、子ども権利条約の中でも子どもの参加というところは非常に重要視されているといったところは認識をしているところでございます。また、国もそうした動きの中で、こども家庭庁の設置であったり、こども基本法の施行など、国としても全体として、今、大きく動いているところであり、私たちもそこは大変重要視しながら進めていかなければいけないといったところは認識をしているところでございます。

しかしながら、今回の計画の策定に当たりまして、準備段階の基礎資料というところで、意見聴取、子どもの意見の聴取であるとか、参加というところができなかったところではありますけれども、別途、こども計画というのは、先ほど課長のほうからも答弁させていただきましたとおり、少しでも分かりやすい表現でというところで子ども版も作成をしながら、手法とか、その聞き方といったところは、やはり工夫をしていかなければいけないというところにありますけれども、ぜひともパブリックコメントと同様に広く意見を聞いていきたいなというふうには考えております。まず、その前段ということで、子どもの意見を表明しやすい環境づくり、仕組みといったことの参考にしたいというところで、アンケートも実施したところではありますけれども、やはり私たちも計画の重要な柱として位置づけておりますので、引き続き、市全体としても、いろんな場面で子どもの意見というのを表明をして、それをまた反映できるようなところも、庁内全体での意識の醸成を図るというようなことも考えていながら進めてまいりたいと思っております。

○江川委員 そうですね、インターネット上のほうが答えやすいかなあという、アンケートを答えた当事者にちらっとこの話を聞いてみたんですよね。お友達とかどうっていうのも含めて聞いてみたら、あなたの好きそうなやつだから、私はあなたに対して言ったけどっていうちょっとひん曲がったところから、答えを聞いたんですけども、あんまり気にしていなかったっていうのが実態だと思います。それだけ子どもたちが、自分たちが権利主体、権利があるんだっていうことに対しても、あまり自覚がないというところもあるのかなあと正直思いましたというのと、もう一点、旭川市はデザイン都市です。せっかくですので、グラフィックレコーディングですとか、様々な手法が、実は表現と伝える方法としてはあるんですよね。なので、そういったデザイン都市としての強みの部分をぜひ生かしていただいて、行っていただきたいなということ、それから、何度も何度も御

答弁いただいておりますが、やはり子どもの意見表明と反映に関しては重要な柱の一つだというふうに位置づけておられるということですので、今回はどうしても国の計画、道の計画、そして市の計画ということで、その様子を見ながら連動してつくるという過程の中で、意見表明の機会って、子どもたちの意見を取り入れるのってすごい時間かかりますのでね、その部分でどうしても取り入れられなかったんだっていうところは理解はいたしますけれども、今後、何か子どもたちに関わるものがあるときには、それを踏まえた上で準備をきちっとして、子どもたちの意見を取り入れて、計画の基礎資料としていってほしいということは申し上げて、私の質疑を終わりたいと思います。

○高花委員長 他に御発言ございますか。

(「なし」の声あり)

○高花委員長 なければ、ただいまの報告に関わり出席している理事者につきましては、退席していただいて結構です。

次に、令和6年度のいじめの認知件数等について、いじめの重大事態に関する調査結果の公表の指針について、以上2件につきまして、理事者から報告願います。

○坂本学校教育部長 初めに、令和6年度のいじめの認知件数等について御報告いたします。

本市のいじめの認知件数は、令和6年11月末現在、小学校4千889件、中学校788件、合わせて5千677件であり、前年同月比約1.3倍となっております。いじめの解消については、認知から3か月以上経過した事案3千137件のうち、2千979件であり、解消率は95%、前年同月比9%の増となっております。いじめの認知と解消がともに前年度から増加しており、各学校において、法に基づく組織的な取組の徹底が図られていることが要因と考えています。引き続き、学校、教育委員会、市長部局が一体となったいじめ防止対策「旭川モデル」を着実に推進し、いじめの未然防止、早期発見及び重大化の防止に取り組んでまいります。

続いて、いじめの重大事態に関する調査結果の公表の指針について御報告いたします。

文部科学省のいじめの重大事態の調査に関するガイドラインでは、「個人情報保護法や情報公開条例等に基づいた対応を行った上で特段の支障がなければ公表することが望ましい」と示されています。本市については、当該ガイドラインを踏まえ、他の自治体の事例も参考としながら素案を作成し、附属機関の旭川市いじめ防止等対策委員会に諮り、策定したものであります。資料のいじめの重大事態に関する調査結果の公表の指針に基づき、概要を御説明いたします。

1ページの1、本指針についてでは、策定目的を、3ページにかけての2、公表の在り方については、公表の意義及び影響、個人情報保護法やプライバシーの観点から考慮すべき事項を整理しています。公表の意義としては、社会全体でいじめの問題を考えていく契機となり、再発防止を含むいじめ防止対策に資することや、学校や教育委員会が、当事者として真摯に向き合い、児童生徒の育成を第一義とした公正かつ適切ないじめ指導体制の構築や教育行政の推進に役立てることなど、4点について挙げています。公表の影響としては、調査結果の全てを公表することとした場合、調査対象者からの聞き取りにおいて事実の把握が難しくなることに加え、個人が特定されることにより、関係当事者の生活に支障が生じるといった懸念があることについて記載しております。

3ページの3、本市教育委員会の基本的な方針では、公表における意義や影響を総合的に勘案し、対象児童生徒及びその保護者の意向を踏まえ、個人を特定できる情報や調査の過程で得られた機密情報など、公表を行うべきでない判断した部分を除いた上で、適切に整理し、弁護士等の第三者

による精査を経て、調査結果を公表することとしております。また、対象児童生徒またはその保護者のどちらか一方でも公表を望まない場合には、調査結果の公表を行わないことなど、公表しない場合についても整理をしております。

4 ページの 4、調査結果の公表については、調査報告書の概要版を作成し、公表資料とすること、関係者に対する確認の具体的な手順のほか、市のホームページへの掲載により公表することや、公表期間は 6 か月を基本とすることを定めております。

5 ページには、調査報告書の概要版の例を記載しております。

今後は、この方針に基づき、調査結果の公表に係る手続等を適切に実施してまいります。

報告については、以上でございます。

○高花委員長 ただいまの報告につきまして、特に御発言はございますか。

(「なし」の声あり)

○高花委員長 なければ、ただいまの報告に関わり出席している理事者につきましては、退席していただいて結構です。

次に、3、小学校のプールの運営についてを議題といたします。

この件につきまして、中村みなこ委員から発言の申出を受けております。それでは御発言願います。

○中村みなこ委員 よろしく申し上げます。

今日も大変寒い日ではありましたが、季節を遡って、暑い夏の子どもたちに思いをはせながら、質疑をさせていただきます。

先日の市民と議会の意見交換会では、地域における子どもの育ちを考えるをテーマに、体験格差について話し合いましたが、子どもたちの水泳の機会にも格差ができている現状があるようです。小学校の体育科の学習に水泳学習がありますので、本市の学校にはプール施設が設置されております。内陸の旭川市では、泳ぐ体験、水泳学習に学校プールは不可欠となっております。

それでは、学校プールの概要について伺います。

○中瀬学校教育部次長 学校プールは、学習指導要領に基づき水泳学習を行う施設で、小学校 51 校のうち 43 校に設置しており、6 月上旬から 9 月上旬までの間で、各学校が利用期間を定めております。プールを設置していない学校は、市営プールや近隣の小学校のプールを利用し、水泳学習を行っております。

○中村みなこ委員 43 ものプールが設置されているとのこと。プールは水を張ったら終わりではなく、毎日、水や施設の管理をしなくてはなりません。このプール管理は誰が行っているのでしょうか。業務内容も併せてお示してください。

○中瀬学校教育部次長 学校プールの管理につきましては、学校の実情に応じて、教職員や用務員のほか、各学校の教職員や保護者で組織される学校プール運営委員会が依頼した管理員が行っており、その業務は、プール水の塩素濃度や水温の管理、ろ過装置の運転、清掃などに加え、プール開放時や水泳学習の際の見守りを想定しております。

○中村みなこ委員 私自身、今はない日新小だったんですけれども、学生時代に管理員のアルバイトもしたことがあります。また、教員時代も市内の学校に勤務していたときにはやっておりました。出勤してすぐとか、中休み、昼休み、放課後、1 日何回も行かなければならないこともあって、管

理員が確保できるということは本当に先生方の大変な負担軽減につながることになるわけです。しかし、最近その管理員が確保できず問題となっています。管理員が見つからない学校では、授業以外のときのプールの開放ができません。プール開放の実態についてお示してください。

○中瀬学校教育部次長 学校プールの開放につきましては、学校プール運営委員会が担っており、今年度は、教職員が勤務しない土曜日や日曜日、休日を除き、放課後で16校、夏季休業中で26校が実施しております。プール開放未実施は10校となっておりますが、必要な管理員を確保できなかったこと、猛暑で熱中症が懸念されたことなど、児童の安全確保を最優先に対応してきたものと受け止めております。

○中村みなこ委員 43ある学校プールのうち、授業以外に全く利用できない学校が10校もあるとのことでした。私の過ごした小学校では新設校だったので、入学時には体育館もプールもなく、水泳学習や放課後プールで遊びたいときは隣の学校まで歩いていったことを覚えております。6年生になってやっと自分の学校にプールができ、そのときは本当にうれしかったなということも記憶しております。今すぐ利用できる環境にあるのに使えなくなっていることが大変もったいないと感じております。水になれ親しむ、自由にたっぷりと水の中で遊ぶ経験が多ければ多いほど上達しますし、泳ぐことが好きになります。子どもたちにそういう機会を保障しようとしたら、授業だけでは全く足りません。そう考えたときに、学校プールの開放は本当に大事だなと感じているところです。

猛暑のためプール開放ができないのは仕方のないことですが、管理員が確保できないために利用する機会が奪われているというのはいかがなものかと思います。管理員確保の現状と担い手不足の要因について伺います。

○中瀬学校教育部次長 各学校のプール運営委員会では、地域や保護者の協力を得ながら、管理員の確保に努めてきておりますが、新型コロナウイルス感染症により3年間、開放を休止したことから、新たに担い手を探すのに苦慮しているといった声が寄せられております。

また、管理業務に対する謝礼として、各運営委員会に対し、1時間当たり980円を支払っているものの、管理員の依頼期間は約3か月にわたることから、こうしたことも人材確保を難しくしている要因の一つであると伺っております。

○中村みなこ委員 ある学校で聞いた話ですが、管理職からプール管理員探しを頼まれたという方は、本当に何人も当たったんだけど断られまくったと、本当に大変苦労したんだということをおっしゃっていました。最近、退職した方や高齢の方の多くはまだ働いていらっしゃる方が本当に多いですし、管理員の業務期間が3か月、そして低い謝礼金額では、しっかり働いて収入を得たい方にとっては本当に中途半端な条件です。また、時間が限定されているとはいえ、苛酷な暑さの中での業務となりますので、御自身の身体的な不安もあるようです。

そう考えると、管理業務に対する謝礼が1時間980円というのは、不十分なのではないでしょうか。担い手を確保するためにも、引き上げるべきと考えますが、いかがでしょうか。

○中瀬学校教育部次長 管理業務に対する謝礼につきましては、昨今の経済情勢を踏まえ、今後検討してまいります。

○中村みなこ委員 長年、管理員をされていた80代の方、この方に替わって管理員を引き受けたという今年、それでも70代のお二人がいらっしゃるんですけども、授業中の見守りも引き受

けてくださったそうです。しかし、開放のとき、夏休み期間は、先生方も1人もいない中、そして万が一のアクシデントやトラブルが起きたときの対応、そして、自分の体に不安があるということで、相談して2人で行うことにしたという例がありました。そうすることで安心して業務を行えたということをおっしゃっていました。1人だと機械室に行くとか、御手洗に行く、外に涼みに行くなどのときにどうしても子どもたちに目が行き届かなくなります。幸い市内ではプールでの事故は起きていないと聞いていますが、緊急時の対応を考えると、2人体制は、安全面、管理員の安心感など、理想的だと考えます。しかし、先ほどのお二人、1人分の謝礼で、夏休み期間の業務を2人で行ったと言っておりました。安全面等を考えたとき、原則2人体制にして、それぞれ謝礼が出せる予算を組むべきだということも指摘させていただきます。

安定的なプール運営のため、そして、子どもたちに水泳の機会を保障するためには、管理員確保が不可欠です。今後の対策についてお伺いします。

○中瀬学校教育部次長 学校プールの開放は、水泳を通して児童等の体力向上を図るといった観点から有意な取組であり、学校事情を勘案しながら、可能な範囲で継続していくことが望ましいと考えております。一方で、学校や地域が主体となって管理運営を担っており、人材不足などにより継続的な開放に課題が生じていることから、新たな人材確保策や安全対策の向上も含めて、学校の意見を伺いながら、円滑な運営方法等について検討してまいります。

○中村みなこ委員 2人体制もそうですが、学校によっては、保護者が交代で行うなど、それぞれの運営委員会で工夫をされているようです。それらの情報を学校同士、プール運営委員会同士で共有できるようにするなども含めて進めていただきたいと思います。

それでは最後です。道内のある学校では、この管理員をシダックス、先ほどもお話ありましたけれども、そういう委託をしているところがあるとお聞きしました。本市でも、学校プールの開放や管理業務を委託することはできないのでしょうか。

○中瀬学校教育部次長 現在、観光スポーツ部において、3校で実施しております学校プール開放事業の委託料を参考にしますと、1校当たりの経費はおおむね250万円程度と想定され、全ての学校で実施した場合、約1億円の経費が必要となることから、委託については費用面で課題があるものと考えております。

○中村みなこ委員 大変高額なんだなと思いましたが、お金を出せば、一応できるということは確認できました。

今年度、初めて管理員をされたという方は、管理員をするようになって、近所の子どもたちからプールのおじちゃんとかよく声をかけられるようになったんだと顔を綻ばせておっしゃっていました。こういう地域のつながりを大事にしていくという点でも、委託よりは地域の信頼の置ける方が担っていただくのが望ましいとは思っております。安心して業務を行えるようにして、せっかくある施設ですので、運営上の都合で利用できたり、できなかったりする状況が生じ、それによって子どもたちの貴重な水泳環境、水泳の機会に影響が出てしまうことのないよう、ぜひ改善に努めていただきたいと思います。

以上で終わります。

○高花委員長 他に御発言ございますか。

(「なし」の声あり)

○高花委員長 なければ、以上で予定していた議事は全て終了いたしました。

その他、委員の皆様から御発言はございますか。

(「なし」の声あり)

○高花委員長 それでは、本日の委員会はこれをもって散会いたします。

散会 午前10時58分